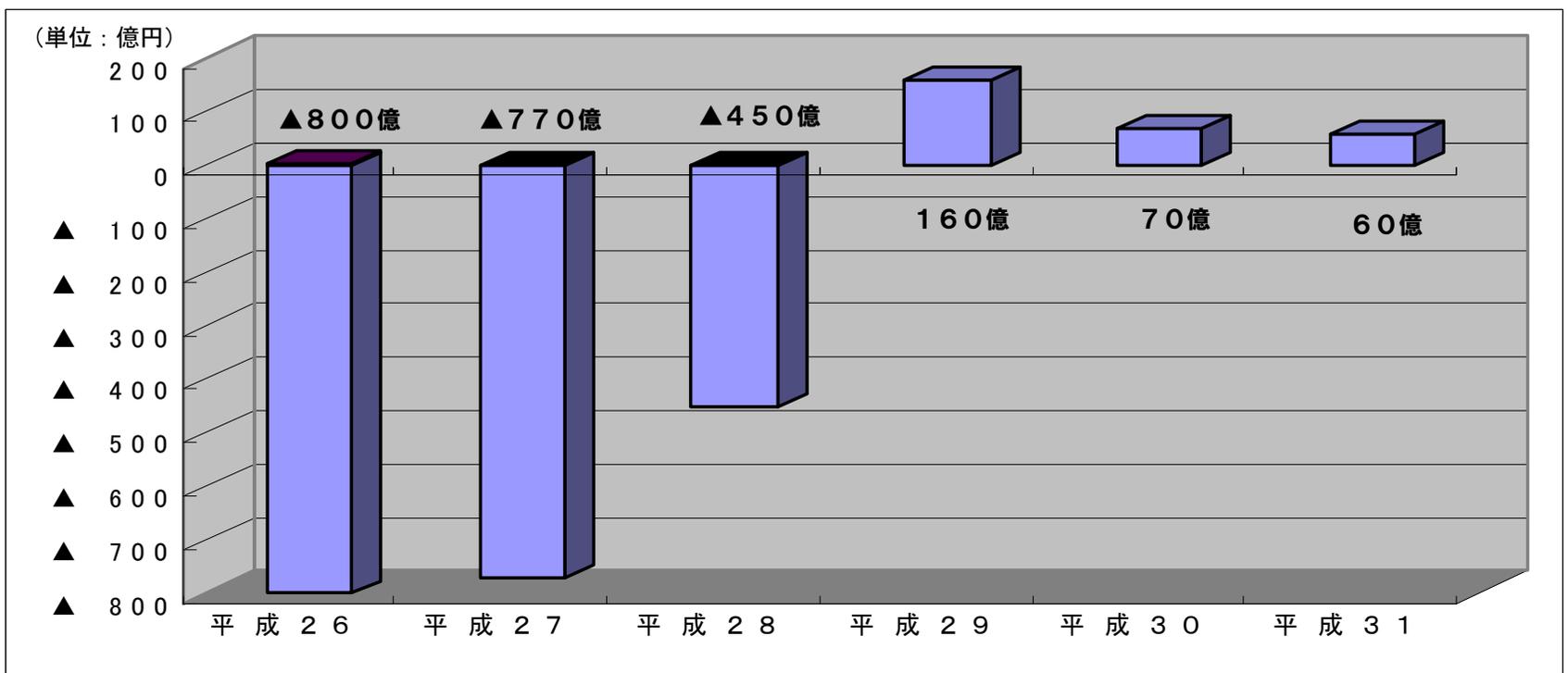


	法人府民税：法人税割 (昭和51年9月議会：創設)	法人事業税 (昭和50年9月議会：創設)	法人府民税：均等割 (平成13年2月議会：創設)																																																																																																																					
趣 旨	道路網などの都市基盤整備や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため		大阪産業の再生に向けた緊急かつ重要な課題に対処するため																																																																																																																					
適用期限	平成26年10月31日までに終了する事業年度		平成28年3月31日までに開始する事業年度																																																																																																																					
対象法人	資本金1億円超又は法人税額2千万円超の法人	資本金1億円超又は年所得5千万円超の法人 ただし、収入金課税法人については 資本金1億円超又は年収入金額4億円超の法人	資本金1千万円超の法人																																																																																																																					
超過税率	○ 標準税率の20%増 (税率の6%、標準税率は5%)	○ 地方法人特別税導入前の標準税率の5%増の率を 地方法人特別税導入後の標準税率に上乗せ	○ 標準税率の2倍 ただし、資本金1千万円超1億円以下の法人は1.5倍																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="8">事業税 税率 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">地方法人特別税導入前 ~H20.9.30</th> <th colspan="4">現行 H20.10.1~</th> </tr> <tr> <th>標準</th> <th>超過割合</th> <th>上乗せ率</th> <th>超過</th> <th>標準</th> <th>超過割合</th> <th>上乗せ率</th> <th>超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">外形対象法人 (資本金1億円超)</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>7.2</td> <td>5.00</td> <td>0.36</td> <td>7.56</td> <td>2.9</td> <td>12.41</td> <td>0.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.48</td> <td>5.00</td> <td>0.024</td> <td>0.04</td> <td>0.48</td> <td>5.00</td> <td>0.024</td> <td>0.504</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.2</td> <td>5.00</td> <td>0.01</td> <td>0.21</td> <td>0.2</td> <td>5.00</td> <td>0.01</td> <td>0.21</td> </tr> <tr> <td colspan="9">上記以外の普通法人</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>9.6</td> <td>5.00</td> <td>0.48</td> <td>10.08</td> <td>5.3</td> <td>9.06</td> <td>0.48</td> <td>5.78</td> </tr> <tr> <td colspan="9">収入金課税法人 (電気・ガス・生命・損保)</td> </tr> <tr> <td>収入割</td> <td>1.3</td> <td>5.00</td> <td>0.065</td> <td>1.365</td> <td>0.7</td> <td>9.29</td> <td>0.065</td> <td>0.765</td> </tr> </tbody> </table>		区分	事業税 税率 (%)								地方法人特別税導入前 ~H20.9.30				現行 H20.10.1~				標準	超過割合	上乗せ率	超過	標準	超過割合	上乗せ率	超過	外形対象法人 (資本金1億円超)									所得割	7.2	5.00	0.36	7.56	2.9	12.41	0.36	3.26	付加価値割	0.48	5.00	0.024	0.04	0.48	5.00	0.024	0.504	資本割	0.2	5.00	0.01	0.21	0.2	5.00	0.01	0.21	上記以外の普通法人									所得割	9.6	5.00	0.48	10.08	5.3	9.06	0.48	5.78	収入金課税法人 (電気・ガス・生命・損保)									収入割	1.3	5.00	0.065	1.365	0.7	9.29	0.065	0.765	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法人等の区分 (資本金等の額)</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>超過</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超の法人</td> <td>160万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下の法人</td> <td>108万円</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下の法人</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下の法人</td> <td>7万5千円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人等</td> <td>—</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分 (資本金等の額)	税率(年額)		超過	標準	50億円超の法人	160万円	80万円	10億円超50億円以下の法人	108万円	54万円	1億円超10億円以下の法人	26万円	13万円	1千万円超1億円以下の法人	7万5千円	5万円	1千万円以下の法人等	—	2万円
区分	事業税 税率 (%)																																																																																																																							
	地方法人特別税導入前 ~H20.9.30				現行 H20.10.1~																																																																																																																			
	標準	超過割合	上乗せ率	超過	標準	超過割合	上乗せ率	超過																																																																																																																
外形対象法人 (資本金1億円超)																																																																																																																								
所得割	7.2	5.00	0.36	7.56	2.9	12.41	0.36	3.26																																																																																																																
付加価値割	0.48	5.00	0.024	0.04	0.48	5.00	0.024	0.504																																																																																																																
資本割	0.2	5.00	0.01	0.21	0.2	5.00	0.01	0.21																																																																																																																
上記以外の普通法人																																																																																																																								
所得割	9.6	5.00	0.48	10.08	5.3	9.06	0.48	5.78																																																																																																																
収入金課税法人 (電気・ガス・生命・損保)																																																																																																																								
収入割	1.3	5.00	0.065	1.365	0.7	9.29	0.065	0.765																																																																																																																
法人等の区分 (資本金等の額)	税率(年額)																																																																																																																							
	超過	標準																																																																																																																						
50億円超の法人	160万円	80万円																																																																																																																						
10億円超50億円以下の法人	108万円	54万円																																																																																																																						
1億円超10億円以下の法人	26万円	13万円																																																																																																																						
1千万円超1億円以下の法人	7万5千円	5万円																																																																																																																						
1千万円以下の法人等	—	2万円																																																																																																																						
超過増収額	88億円 (25年度当初予算)	155億円 (25年度当初予算)	54億円 (25年度当初予算)																																																																																																																					
他府県の状況	《実施府県》 ○ 静岡県を除く46都道府県 (静岡県はS61.1.31まで) 《超過税率》 6.0% 東京都、大阪府 5.8% 上記以外の44都道府県	《実施府県》 ○ 8都道府県 東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、 京都府、大阪府、兵庫県、 宮城県 (H20.3.1終了事業年度より実施) 《超過税率》 ① 地方法人特別税導入前の標準税率の5%増 東京都、神奈川県、静岡県、 京都府、大阪府、兵庫県、宮城県 ② 地方法人特別税導入前の標準税率の3%増 愛知県 ※ 地方法人特別税の創設に伴い、本府と同様にこれまでの超過課税増収額を維持しつつ、新たな負担が生じないよう税率を変更している。	《実施府県》○ 33府県 (H24.4.1現在) 年500円加算：高知県 年5%相当額加算：岡山県、鳥取県、島根県、山口県、 鹿児島県、熊本県、静岡県、奈良県、大分県、宮崎県、 富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県、福岡県、 佐賀県、長野県、愛知県、山梨県 年7%相当額加算：栃木県、愛媛県 年8%相当額加算：秋田県 年10%相当額加算：岩手県、福島県、兵庫県、山形県、茨城県、 宮城県、岐阜県 年11%相当額加算：滋賀県 年100%又は50%相当額加算：大阪府 ※ 森林保全等を目的として導入。税収を基金に積み立てるなど使途を明確化。																																																																																																																					

上記の通り、標準税率を上回る「超過課税」が3つの税目に渡り、合計297億円(約300億円)。特に、法人府民税の均等割は、標準税率の2倍でダントツの全国一位。市町村では、制限税率が設けられており、1.2倍までしか増税できない。



上の表は、大阪府の「財政状況に関する中長期試算(荒い試算)平成25年2月版」です。

「平成26年度 ▲800億円」となっているのは、来年度の大阪府の予算が800億円不足していることを意味します。平成27年度は770億円不足し、平成28年度は450億円不足する予定です。

たいへんな金額です。このままの金額で歳出カットを行えば、えらいことになるのですが、財政運営基本条例で財政を縛ってきた結果、財政調整基金という貯金が1000億円を超えて、各年度の不足額への対応を緩やかにしてい

ます。といえども、ある程度の歳出カットは、今までも行ってきています。5年前の1100億円の歳出カットの様には、ならなくて済んでいるということです。

減税に向けて、財政上の課題は、2つ。

【課題①】 財政調整基金積立目標額1,450億円(33年度末)(H25末残高見込み1,037億円)

【課題②】 減債基金の積立不足額2,780億円の復元(～49年度)(H25当初後3,620億円- H28まで復元840億円)

平成29年度から大阪府の財政は黒字化。ここからの減税を目指して、検討・議論を行って参ります。